

公益財団法人練馬区環境まちづくり公社みどりのまちづくりセンター
「ねりまユニバーサルデザイン推進ひろば」ブログアカウント運用ポリシー

制定 平成29年11月22日29練環まセ第361号次長決定

(目的)

第1条 このポリシーは、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社ソーシャルメディアの活用に係るガイドライン(平成29年6月22日理事長決定。以下「ガイドライン」という。)

第6条第1項の規定に基づき、公益財団法人練馬区環境まちづくり公社みどりのまちづくりセンターがブログを区民等へ情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 このポリシーにおいて、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブログ 民間事業者が情報発信基盤として提供するサービスをいう。
- (2) アカウント ブログを設置・運用するために取得した権利をいう。

(遵守事項)

第3条 ブログの運用にあたっては、ガイドラインを遵守すること。

(運用主体)

第4条 ブログの運用主体はみどりのまちづくりセンターとし、アカウントの登録、情報発信、情報管理等を行う。

(アカウントの登録)

第5条 ブログのアカウント名、登録メールアドレス等のアカウント登録内容については、つぎの各号に掲げるとおりとし、アカウント登録者が定めることとする。

- (1) アカウント名 ねりまユニバーサルデザイン推進ひろば
- (2) URL <http://blog.canpan.info/udsquare/>
- (3) ユーザー名 ねりまUD推進ひろば
- (4) 登録メールアドレス machi@nerimachi.jp

(発信する内容)

第6条 ブログは、つぎの各号に掲げる情報を発信する。

- (1) 練馬区からの委託事業である、「福祉のまちづくり協働推進拠点事業」に関する情報の発信
- 2 情報発信した内容に誤りがあった場合は、速やかにお詫びするとともに、訂正した内容を改めて発信する。

(制限事項)

第7条 ブログを運用する場合は、つぎの各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 他の投稿に対してコメントすること。

- (2) 投稿に対し、リプライすること。
- (3) 外部機関等との連絡手段（事業内容の確認等）として使用すること。

（なりすまし等の防止）

第8条 第三者によるなりすまし等を防止するため、つぎの各号に掲げる対策を実施しなければならない。

- (1) みどりのまちづくりセンターホームページにおいて、公式アカウント一覧を明記すること。
- (2) なりすまし等を発見した場合は、速やかにみどりのまちづくりセンターホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行うこと。

（アカウント名の停止または削除）

第9条 ブログのシステム上の問題や、運用に支障をきたす事態が発生するなど、ブログを継続して運用することが困難となった場合は、委託者である練馬区と協議した上で、みどりのまちづくりセンターホームページにおいてその理由を明記し、アカウント名およびユーザー名を停止または削除することができる。

（投稿の削除）

第10条 他のユーザーによるつぎの各号に掲げる内容が投稿された場合、みどりのまちづくりセンターは、委託者である練馬区と協議した上で、これらの投稿を予告なく削除することとする。

- (1) 法令等に違反する内容または違反する恐れがある内容
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の公社または第三者の知的所有権を侵害するもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人権、思想、信条等の差別または差別を助長させるもの
- (7) 公の秩序または善良の風俗に反する内容
- (8) 虚偽や事実と異なる内容および単なるうわさやうわさを助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報进行特定、開示または漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (10) 有害なプログラム等
- (11) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (12) その他所管課が不適切と判断した情報およびこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

（その他）

第11条 このポリシーに定めるもののほか、このポリシーの施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

付 則

このポリシーは、平成 29 年 11 月 22 日から施行する。